

墨田区立公園条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行				
（有料施設の使用） 第15条の3 有料施設（すみだ北斎美術館、墨田区総合体育館、隅田公園自動車駐車場、<u>東あずま公園集会所及び大横川親水公園魚釣り場</u>を除く。第22条第1項第1号及び別表第6を除き、以下同じ。）を使用しようとする者は、規則で定めるところにより申請し、区長の承認を受けなければならない。 2 〔略〕 （指定管理者による管理） 第22条 区長は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって区長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、公園の管理に関する業務のうち次に掲げるものを行わせることができる。 公園施設（法第5条第1項の規定により設置又は管理の許可をした公園施設、<u>隅田公園自動車駐車場及び大横川親水公園魚釣り場</u>以外の有料施設を除く。以下同じ。）の維持及び修繕に関する業務 ～ 〔略〕 <u>隅田公園自動車駐車場及び大横川親水公園魚釣り場</u>の利用の承認に関する業務 〔略〕 2 第10条の2、第11条、第13条、第14条、第15条の3、第17条から第19条まで及び第21条の規定は、前項の規定により指定管理者が行う公園の管理に関する業務について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。 <table border="1" data-bbox="236 1982 794 2063"> <tr> <td>第10条の2 の見出し～第</td><td>〔略〕</td></tr> </table>	第10条の2 の見出し～第	〔略〕	〔同左〕 第15条の3 有料施設（すみだ北斎美術館、墨田区総合体育館、隅田公園自動車駐車場<u>及び東あずま公園集会所</u>を除く。第22条第1項第1号及び別表第6を除き、以下同じ。）を使用しようとする者は、規則で定めるところにより申請し、区長の承認を受けなければならない。 2 〔略〕 〔同左〕 第22条 〔同左〕 公園施設（法第5条第1項の規定により設置又は管理の許可をした公園施設<u>及び隅田公園自動車駐車場</u>以外の有料施設を除く。以下同じ。）の維持及び修繕に関する業務 ～ 〔略〕 隅田公園自動車駐車場の利用の承認に関する業務 〔略〕 2 〔同左〕 <table border="1" data-bbox="858 1982 1417 2063"> <tr> <td>第10条の2 の見出し～第</td><td>〔略〕</td></tr> </table>	第10条の2 の見出し～第	〔略〕
第10条の2 の見出し～第	〔略〕				
第10条の2 の見出し～第	〔略〕				

14条		
第15条の3 の見出し	有料施設	隅田公園自動車駐車場及び 大横川親水公園魚つり場
	使用	利用
第15条の3 第1項	有料施設（すみだ北斎美術館、墨田区総合体育館、隅田公園自動車駐車場、東あずま公園集会所及び大横川親水公園魚つり場を除く。第22条第1項第1号及び別表第6を除き、以下同じ。）	隅田公園自動車駐車場及び 大横川親水公園魚つり場
	使用	利用
	区長	指定管理者
第15条の3 第2項	有料施設	隅田公園自動車駐車場及び 大横川親水公園魚つり場
	使用	利用
第17条	公園施設の設置若しくは管理の許可、公園の占用の許可又は有料施設の使用の承認を受けた者（以下「使用者等」	特定占用許可又は隅田公園自動車駐車場若しくは大横川親水公園魚つり場の利用の承認を受けた者（以下「利用者等」
第18条の見出し～第19条	〔略〕	
第21条第1項	有料施設	隅田公園自動車駐車場又は

14条		
第15条の3 の見出し	有料施設	隅田公園自動車駐車場
	〔同左〕	〔同左〕
第15条の3 第1項	有料施設（すみだ北斎美術館、墨田区総合体育館、隅田公園自動車駐車場及び東あずま公園集会所を除く。第22条第1項第1号及び別表第6を除き、以下同じ。）	隅田公園自動車駐車場
	〔同左〕	〔同左〕
	〔同左〕	〔同左〕
第15条の3 第2項	有料施設	隅田公園自動車駐車場
	〔同左〕	〔同左〕
第17条	公園施設の設置若しくは管理の許可、公園の占用の許可又は有料施設の使用の承認を受けた者（以下「使用者等」	特定占用許可又は隅田公園自動車駐車場の利用の承認を受けた者（以下「利用者等」
第18条の見出し～第19条	〔略〕	
第21条第1項	有料施設	隅田公園自動車駐車場

		大横川親水公園魚釣り場
	使用の	利用の
	使用する	利用する
	使用期間	利用期間
第21条第2項	有料施設	隅田公園自動車駐車場又は大横川親水公園魚釣り場
	使用	利用

(利用料金)

第27条 特定占有許可により公園を占有する者及び当該占有に当たり付属設備を利用する者並びに隅田公園自動車駐車場及び大横川親水公園魚釣り場を利用する者から徴収する利用料金は、別表第8に定める額の範囲内で、あらかじめ指定管理者が区長の承認を得て定める。

2・3 [略]

別表第5

公園の占用料

種 別	単位	金 額
電柱、標識～写真撮影のための臨時的な占有	[略]	
墨田区立隅田公園及び墨田区立大横川親水公園(区長が別に指定する区域内に限る。)における事業又は営業活動を伴う占有	1平方メートル、1日	4時間まで 24円
		4時間を超え、6時間まで 35円
		6時間を超え、8時間まで 70円
		8時間を超える場合 94円
その他の占有	[略]	

別表第6

有料施設

	[同左]	[同左]
	[同左]	[同左]
	[同左]	[同左]
第21条第2項	有料施設	隅田公園自動車駐車場
	[同左]	[同左]

[同左]

第27条 特定占有許可により公園を占有する者及び当該占有に当たり付属設備を利用する者並びに隅田公園自動車駐車場を利用する者から徴収する利用料金は、別表第8に定める額の範囲内で、あらかじめ指定管理者が区長の承認を得て定める。

2・3 [略]

別表第5

公園の占用料

種 別	単位	金 額
電柱、標識～写真撮影のための臨時的な占有	[略]	
墨田区立隅田公園(区長が別に指定する区域内に限る。)における事業又は営業活動を伴う占有	1平方メートル	午前6時から午前10時まで 24円
		午前10時から午後4時まで 35円
		午後4時から午後10時まで 35円
その他の占有	[略]	

別表第6

有料施設

公園名	種別	名称	数量
墨田区立緑町公園～ 墨田区立堤通公園	〔略〕		
墨田区立隅田公園	野球場	隅田公園少年 野球場	1面
	〔削除〕		
	自動車 駐車場	隅田公園自動 車駐車場	1か所
墨田区立荒川四ツ木 橋緑地・墨田区立東 あずま公園	〔略〕		
墨田区立大横川親水 公園	庭球場	大横川親水公 園テニスコー ト	2面
	魚つり場	大横川親水公 園魚つり場	1か所
墨田区立東墨田公園 ・墨田区立立花大正 民家園	〔略〕		

備考 隅田公園自動車駐車場を使用することが
できる自動車は、大型車及び中型車（道路交
通法（昭和35年法律第105号）第3条に
規定する大型自動車及び中型自動車をいう。
以下同じ。）並びに規則で定める車両とする。

別表第7

有料施設使用料

種別	単位	区分	使用料
庭球場～球技場	〔略〕		
〔削除〕			
旧宅	〔略〕		

付記

- 1 休日とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
をいう。次表において同じ。
- 2～4 〔略〕
- 5 区内に住所を有する者その他の規則で定
める者以外の者が付記2のナイター設備並
びに付記4の付属設備及び器具以外の施設
を使用する場合の使用料の額は、この表
（弓道場の貸切りでない場合に係る部分を

公園名	種別	名称	数量
墨田区立緑町公園～ 墨田区立堤通公園	〔略〕		
墨田区立隅田公園	〔同左〕	〔同左〕	〔同左〕
	魚つり場	隅田公園内魚 つり場	1か所
	〔同左〕	〔同左〕	〔同左〕
墨田区立荒川四ツ木 橋緑地・墨田区立東 あずま公園	〔略〕		
墨田区立大横川親水 公園	〔同左〕	〔同左〕	〔同左〕
	〔新設〕		
墨田区立東墨田公園 ・墨田区立立花大正 民家園	〔略〕		

備考

- 1 隅田公園自動車駐車場を使用することが
できる自動車は、大型車及び中型車（道路
交通法（昭和35年法律第105号）第3
条に規定する大型自動車及び中型自動車を
いう。以下同じ。）並びに規則で定める車
両とする。
- 2 隅田公園内魚つり場を使用することがで
きる者は、小中学校の児童・生徒及び区長
が適当と認める者とする。

別表第7

有料施設使用料

種別	単位	区分	使用料
庭球場～球技場	〔略〕		
魚つり場	1人、1 回、2時 間以内		30円
旧宅	〔略〕		

付記

- 1 休日とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
をいう。
- 2～4 〔略〕
- 5 区内に住所を有する者その他の規則で定
める者以外の者が付記2のナイター設備並
びに付記4の付属設備及び器具以外の施設
を使用する場合の使用料の額は、この表
（弓道場の貸切りでない場合及び魚つり場

除く。)に定める額に当該額の5割相当額を加えた額とする。

別表第8

利用料金

種別	単位	区分	利用料金
写真撮影のための常時占有・写真撮影のための臨時的な占有	〔略〕		
墨田区立隅田公園及び墨田区立大横川親水公園(区長が別に指定する区域内に限る。)における事業又は営業活動を伴う占有	1平方メートル、1日	4時間まで	24円
		4時間を超え、6時間まで	35円
		6時間を超え、8時間まで	70円
		8時間を超える場合	94円
その他の占有～自動車駐車場	〔略〕		
魚つり場	1人、1回、2時間以内	一般 平日	200円
		一般 土曜日・日曜日・休日	400円
		小学生、中学生及び6歳以上の者 平日	100円
		小学生、中学生及び6歳以上の者 土曜日・日曜日・休日	200円
		学齢に達しない者	無料

付記

1・2 〔略〕

3 備付器具を利用して魚つり場を利用する

に係る部分を除く。)に定める額に当該額の5割相当額を加えた額とする。

別表第8

利用料金

種別	単位	区分	利用料金
写真撮影のための常時 占有・写真撮影のための 臨時的な占有	〔略〕		
墨田区立隅田公園（区長が別に指定する区域内に限る。）における事業又は営業活動を伴う占有	1 平方メートル	午前 6 時 から 午前 1 0 時まで	<u>2 4 円</u>
		午前 1 0 時から午後 4 時まで	<u>3 5 円</u>
		午後 4 時 から 午後 1 0 時まで	<u>3 5 円</u>
その他の占有～自動車 駐車場	〔略〕		
〔新設〕			

付記

1・2 〔略〕

〔新設〕

<u>場合は、器具 1 組、2 時間以内の利用につき 1 0 0 円の範囲内で、あらかじめ指定管理者が区長の承認を得て定める額を徴収する。</u>	
---	--

付 則

- 1 この条例は、令和 9 年 1 0 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

次項の規定 公布の日

別表第 6 の改正規定（墨田区立大横川親水公園の項の改正規定を除く。）及び別表第 7 の改正規定（付記 1 の改正規定を除く。） 令和 9 年 7 月 1 日

- 2 この条例の施行の日以後の指定管理者による管理に係る必要な手続、準備行為等は、同日前においても、この条例による改正後の墨田区立公園条例の規定の例により行うことができる。
- 3 この条例による改正後の別表第 5 及び別表第 8 の規定は、この条例の施行の日以後の占用に係る占用料又は利用料金から適用する。